

2025/10/25

龍禅寺町自治会

【龍禅寺町】 転入・転出の対応マニュアルについて

1. 当町の新築住宅や賃貸住宅に転入されてきた方への手続き

○お渡しする書類等

- ・「龍禅寺町へご転入の皆様へ」の説明文
- ・自主防災台帳兼社員登録票（用紙の記載例を添付）
※転入された方の属する組と隣保、及び回覧板の回し方なども伝達。
- ・自治会活動だより（年間活動の紹介）
- ・浜松まつりのご案内（冊子）
- ・被災時（防災訓練時）の無事を伝える黄色のタオル
- ・ゴミカレンダー（住民票の転入手続き時に市から渡されるが希望する場合）

○自治会費の徴収

- ・転入の翌月から年度末（3月）までの自治会費を徴収
※各組（班）の徴収名簿に世帯主名を追記して受領欄に押印。
自治会加入証明書、会費納入証明書の要望があれば自治会役員に依頼。

2. 当町から転出される方への手続き

○お渡しする書類

- ・転出届及び世帯主変更届（用紙の記載例を添付）
※年間分を一括納入されている場合には自治会費の返却はしない旨を説明。
転出届は隣保組長さんが代理記載しても可。

不足の書類は毎月の自治会定例会にて役員にお申し出ください。

当内容は、年度末にて新しい組長様に申し送り事項として引継ぎをお願いします。

以上